

**福生市立学校版
新型コロナウイルス感染症予防
ガイドライン
～「学校の新しい生活様式」～**

(令和4年9月22日改訂)

福生市教育委員会

目次

本ガイドラインについて	1
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	2
学校運営に関する考え方	3
I 学校運営編	
1 感染症対策の徹底	
(1) 児童・生徒への指導	4
(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	7
(3) 教職員等の健康管理	8
(4) 校内環境の適切な管理	8
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底	10
2 教育活動の実施	
(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	11
(2) 教育活動上の留意点	12
(3) 部活動を実施する際の留意点	15
(4) 教育活動の実施に当たっての配慮事項	16
(5) 登校の判断	17
II 感染者対応編	
1 感染者が出了た場合	
(1) 児童・生徒の場合	18
(2) 教職員の場合	19
(3) その他	19
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	
(1) 児童・生徒の場合	19
(2) 教職員の場合	19
3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置	20
III 資料編	
資料 1 「宿泊行事実施のためのガイドライン」	21
(令和4年9月22日)	
資料 2 「緊急事態宣言下等における学校運営について」	34
(令和3年8月25日)	

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドライン及び東京都教育委員会の指針に基づき、福生市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)	
レベル3	できるだけ2m程度（最低1m）	行わない	個人や少人数での 感染リスクの低い活動で 短時間での活動に限定	
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	感染リスク の低い活動 から徐々 に実施	感染リスクの高い活動 を停止	感染リスクの低い活動 から徐々に実施し、 教師等が活動状況の確認 を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を行った 上で実施	十分な感染対策を行った 上で実施	

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」より抜粋

(参考)

地域の感染レベル	新型コロナウイルス感染症対策分科会提言（※）における分類	
レベル3	レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況。
レベル1	レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療ができている状況。
	レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者ゼロを維持できている状況。

※「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

学校運営に関する考え方

教育活動の実施に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要である。

- ・手洗いや咳工チケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・日頃の連絡体制の確認
- ・集団感染のリスクが高い、以下の**3つの条件**が同時に重なることの徹底的な回避
 - ① **換気の悪い密閉空間**
 - ② **多くの人が密集している状況**
 - ③ **互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為**

なお、「児童・生徒の学びを止めない」という視点から緊急事態宣言下等においても、令和3年8月25日付「緊急事態宣言下等における学校運営について」で示した各フェーズに応じた対応を想定し、学校教育活動を行うこととする。

学校の役割（文部科学省通知による）

校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童・生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童・生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

I 学校運営編

1 感染症対策の徹底

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。
※新型コロナウイルス感染症の予防に関する指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場を、できるだけ回避するよう指導すること。特に、「3密」になる条件が同時に重ならないよう、指導を徹底すること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、可能な限り、児童・生徒同士が対面とならないよう留意すること。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや正しい手洗いを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を探わずトイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策

を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いるもので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導すること。

※校外学習等の外出先において、手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合は、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=lViN9C_BS-0

工 マスクの着用について

① 基本的な考え方

学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員は、身体的距離（2m以上を目安）が十分とれないときはマスクを着用することが望ましいと考えられる。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要はない。

1) 屋内外において、次のような場合はマスクの着用は必要ない。

○屋内で、十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合

○屋外で、身体的距離が確保できる場合及び身体的距離の確保ができない場合であっても会話をほとんど行わない場合

2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生する恐れがあるため、マスクを外すこと。

※夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中で、マスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいですが、熱中症はより命に関わる危険があるため、熱中症への対応を優先させること。

※マスクの取り外しについては、活動の態様や児童・生徒の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応することが重要である。
※児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

- 3) 屋外の運動場に限らず、プールや体育館を含め、体育の授業の際には、マスクの着用の必要はない。その際、感染状況等を踏まえつつ、児童・生徒の間隔を十分に確保する、こまめに換気を行う等に留意すること。配慮事項等については、スポーツ庁政策課学校体育室発令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照すること。

※運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。

※休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、マスクの着用は必要ない。令和4年5月24日付事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」(文部科学省初等中等局健康教育・食育課)に基づく取扱いとすること。

② 登下校時のマスクの着用について

登下校時には、「休み時間」同様、教員の目が届きづらい実態がある。そのため、状況によっては「3密」が生じうることを踏まえ、次のような工夫や指導を行うこと。

- ・登下校については、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散する。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないように指導する。
- ・夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあることから、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時、屋外で人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すように指導する。

- ・小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。

③ その他（マスクに関する指導について）

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導し、徹底させること。

また、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

- ・清潔なハンカチ、ティッシュ
- ・マスク
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

（2）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- （1）の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
 - ・毎朝の検温
 - ・検温結果と健康状態について検温カードに記載

- ・何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する。(症状については主治医等に相談すること。)
- ・児童・生徒が PCR 検査を受ける場合には必ず学校へ連絡すること。
- ・児童・生徒が息苦しさ(呼吸困難)、強いたるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせること。
※学校は、児童・生徒が PCR 検査等により陽性が判明した場合には、教育支援課に報告すること。

(3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など(以下「教職員等」という。)は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。
なお、緊急事態宣言等が発令の際は、家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。
- 教職員が PCR 検査等により陽性が判明した場合には、教職員係に報告すること。

(4) 校内環境の適切な管理

ア 清掃・消毒について

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあ

るが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、次の「1) 普段の清掃・消毒のポイント」を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行なっても差支えがないと考える。また、スクール・サポート・スタッフ等による支援等、地域の協力を得て実施することも考えられる。

加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行なうことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要であるが、実施する場合には、極力、教員ではなく、外部人材の活用を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ることが重要である。

校長は、消毒によりウイルスを死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、次の「普段の清掃・消毒のポイント」を参考に過度な消毒とならないよう、十分に配慮すること。

1) 普段の清掃・消毒のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くこと。また、机や椅子と同じく、清

掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。また、それらの箇所付近に清掃チェックリストを設置し、清掃を行った日時を記録すること。

- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。

イ 換気の徹底について

換気を行うため、教室のドアは常時開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。ただし、福生市立学校における冷暖房設備には高性能な換気機能が付属しているため、冷暖房設備を使用している授業中には、窓開けなどの換気は必要ないが、休み時間には窓開けなどの換気を行う。

※換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童・生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

ウ 適度の保湿について（湿度40%以上を目安）

- ・換気しながら保湿（加湿器使用や雑巾等の教室内干し）
- ・こまめな拭き掃除等の工夫

（5）連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

2 教育活動の実施

(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症対策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、次の事項に留意すること。

ア 登校時の健康状態の把握

- 学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、検温カード（別添様式を参考にすること）を提出させる。なお、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をさせずに自宅で休養するよう指導すること。
- 登校時に検温カード等により健康状態を確認できなかった、若しくは検温カードに記載された体温が平熱に比べ高く、発熱の症状がみられる児童・生徒については、ただちに別室等で検温及び風邪の症状などを確認すること。

イ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

- 校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

ウ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、ゴム手袋やフェイスシールド等を着用するなどの必要な感染予防策をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で

- 下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内の注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。
※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
 - 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒すると共に、部屋の換気を十分に行う。

工 ごみの分別

- 咳工チケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしつかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理は教職員が行い、処理したあとは、流水と石けんで手を洗う。

(2) 教育活動上の留意点

感染リスクの高い活動に注意しつつ、時々の感染状況に応じた感染症対策を徹底し、教育活動を継続していく。

なお、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が解除されている場合は、感染予防対策を講じた上で通常どおりの教育活動を実施する。

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員及び児童・生徒は、身体的距離が十分とれないときはマスク着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。ただし、本ガイドライン「マスクの着用について」で示している場合については、着用する必要はない。
- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で「密集」「密接」を避けて実施する。ただし、感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合については、感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。その後は、感染状況に応じて年間授業計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。

(適切な工夫が求められる教育活動例)

- ・グループや少人数等による話し合い活動
- ・体育における身体接触を伴う活動
- ・理科の観察及び実験
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習

●実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- ・体育館で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。
- ・熱中症に留意するとともに、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体力トレーニングを行う。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。ただし、教員の説明を聞いているときなど運動をしていない場面においては、可能な限りマスクを着用する。
- ・更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- ・器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導するとともに、児童・生徒間で不要に使い回しをしない。

イ 学校行事

感染状況を踏まえた上で、実施に当たっては、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、活動の内容や方法、実施の時期や場所等について工夫するなど、その実施に向けて適切に対応する。特に、遠足・集団宿泊的行事については、「福生市立学校コロナ禍における宿泊行事実施のガイドライン」に基づき、感染症対策を徹底した上で実施する。

なお、感染状況に応じて、オンラインを活用した公開の仕方についても検討する。

ウ 避難訓練

避難経路の確認は、年度始めに速やかに行う。

エ 体育館等で集会等を実施する場合

感染症のまん延状況に応じてオンライン等を活用するなど、3密にならない企画での実施について検討する。新規陽性者数が増加傾向にある中等に集会等を実施する場合には次の点に留意する。

- 児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。十分な身体的距離が確保できない場合は、マスクを着用する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。ただし、冷暖房設備の使用時には窓開けなどの換気は必要ない。
- 内容を精選し、全体の時間が長くならないよう配慮する。

オ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 感染の状況等に応じて対面での喫食を可とする。ただし、黙食を徹底するよう指導する。

(工夫例)

- ・会話は食事後にマスクを着用して行うこと
- ・ランチルーム等の広いスペースを活用して児童・生徒間の距離を確保すること
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

カ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

キ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

ク 生徒会活動等

- 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- 生徒総会や生徒会選挙等は、3密にならない企画を編成する。感染症のまん延状況によっては放送設備やオンライン等を活用し、各教室で実施する。

ケ 保護者会、学校運営連絡協議会等

- 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、3密に相当しないように工夫しながら短時間で開催する。また、オンラインでの開催も検討する。
- 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。

コ 下校指導

- 下校の際は、速やかに自宅等に帰り、不要不急の外出を行わないよう指導する。

(3) 部活動を実施する際の留意点

次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、その必要性について慎重に判断するとともに、校外での活動をする場合は、必ず保護者の同意書を得ること。
- 定期演奏会、展覧会等、不特定多数の参加者が見込まれる活動は、参加対象者の制限、オンラインを活用した公開の仕方について検討する。
- 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。

- 器具・用具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導するとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

(4) 教育活動の実施に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

- 1) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組
教職員間で支援が必要と思われる児童・生徒に関する情報共有の徹底を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーによる面接を実施する。

- 2) 学校・家庭・地域の連携による「子どもが安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、福生市教育相談室、24 時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっと L I N E @東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、東京都教育委員会HPの資料「新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等について考える教材」(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/bullying_sns_material.html)を適宜活用しながら、発達の段階に応じた指導を行う。

(5) 登校の判断

ア 海外から帰国した児童・生徒について

- 1) 政府の水際対策の取組として、一定期間自宅等での待機の要請の対象となっている者は、当該待機の期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。
- 2) この場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかつた場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、合理的な理由があると校長が判断した上で、保護者が児童・生徒を出席させなかつた場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題をオンライン等を活用するなどして個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

II 感染者対応編

1 感染者が出した場合

(1) 児童・生徒の場合

ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 校長は、教育支援課学務・給食係に報告する。

ウ 福生市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、福祉保健部と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

※文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に基づき、臨時休業を直ちに行うのではなく、教育委員会が学校医と相談の上、臨時休業の要否を判断する。

エ 濃厚接触者の特定は行わない。ただし、クラスターの発生など更なる感染対策が必要な場合、保健所等による調査や感染対策の協力を要請する。

オ 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、学校医及び学校薬剤師等と連携して消毒を行うが、必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。

※症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

※物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着したものの種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置が考えられる。

カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布するものとする。

※ カの対応については、教育委員会と協議すること。

(2) 教職員の場合

校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のウから力までと同様の取扱いとする
※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となつた場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。また、臨時休業中の生徒への学習支援として、ＩＣＴを活用すること。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

- ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。
- イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該児童・生徒の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。
- ウ 学校は、必要に応じて、学校医の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

※「ウ」の対応については教育委員会と協議すること。

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの

間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2（1）児童・生徒の場合」ウと同様の取扱いとする。

※教職員の感染に関する報告は教育指導課教職員係に報告すること。

3 市内感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や市内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

資料 1

福生市立学校

宿泊行事実施のためのガイドライン



(令和4年9月22日改訂)

福生市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	具体的な感染防止策	2
3	集合等	3
4	交通機関利用上の対策	3
5	宿泊施設利用上の対策	4
6	食事施設利用上の対策	4
7	入場観覧施設利用上の対策	4
8	体験学習プログラム等運営上の対策	5
9	事前指導・参加確認同意書	5
10	宿泊行事以外の学校行事	5
11	発熱等 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときの対応	6
	宿泊施設向け依頼文（例）	7
	児童・生徒向け事前指導資料（例）	9
	同意書の提出を求める保護者宛て文書（例）	11

1 はじめに

宿泊行事は、学習指導要領に定める特別活動の中の学校行事に位置付けられています。その教育的意義は大きく、参加する児童・生徒にとってかけがえのない、貴重な思い出となる有意義な教育活動です。令和3年8月5日付の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」では、「修学旅行等についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、（中略）適切な感染防止策を十分に講じたうえでその実施について御配慮いただきたい」と記されております。

そこで、福生市教育委員会は、令和3年度の宿泊行事の実施にあたり、コロナ禍にあっても、可能な限りの感染防止策を講じて実施できるよう、「福生市立学校コロナ禍における宿泊行事実施のためのガイドライン」を策定いたしました。

本ガイドラインは、上述の事務連絡はもとより、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）において、「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」に基づいた、官公庁や感染症専門医等の指導によって作成された旅行業ガイドライン等を参考に策定いたしました。

各学校は、本ガイドラインを活用し、感染防止策について児童・生徒及び保護者への周知を徹底するとともに、関係機関や事業者等への周知及び依頼を行うようお願いします。

また、「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～（令和4年9月22日改訂）」と併せて、各学校の取組に生かしていただきますようお願いします。

2 具体的な感染防止策

【児童・生徒への指導】

- 児童・生徒に対して、宿泊行事中の感染防止策の事前指導を行うこと
- 原則、食事、入浴及び就寝の時間以外は、マスクを着用する。
(熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、人との間隔をとったうえで、マスクを外してもよい。)
- マスクを外している時には、会話をしない。
- 手洗いや咳工チケットを徹底する。
- 宿泊行事中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、貸し借りするなどの共用はしない。
- 乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える。
- 団体行動中は、可能な限り人との間隔をとり、場合により会話を控えるようにする。

【参加の是非等の判断】

- 児童・生徒の同居家族に感染者や濃厚接触者がいる場合、保健所や医療機関の指示の下、当該児童・生徒の参加の是非について判断すること
- 出発前に児童・生徒及び教職員の体調確認(体温、体調チェック)を行い、発熱や感染の疑いがある症状がみられる場合は、参加させないこと
- 宿泊行事中も朝夕の定期的な検温を実施し、体調不良者が発生した場合には、保護者への連絡や医療機関の受診等、適切な対応を講じること
- 基礎疾患のある児童・生徒は、コロナ禍での宿泊行事に参加するにあたり、主治医の見解を踏まえ、保護者と学校が協議し、参加の是非を検討すること
- 宿泊行事開始前又は実施中の東京及び宿泊先地域の感染状況の変化等により、宿泊行事の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が高い場合は、市教育委員会と協議のうえ、宿泊行事を中止し、出発地に引き返す等の措置を判断すること

【環境の整備】

- 入浴や食事等の場で密にならないよう、小グループで時間差を付けるなどの工夫を講じるとともに、行程に十分な時間を確保した計画を立てること
- 実地踏査にて、児童・生徒が手洗い、うがい、消毒等できる場所を確認すること
- 手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要な行程上の時間的余裕を確保できるよう、スケジュール調整を行うこと

【関係者への依頼】

- 輸送機関、見学施設、食事・宿泊施設等(以下「宿舎等」と言う。)に対して、行事前及び行事中の定期的な消毒や換気を行うように依頼すること
- 宿舎等の従業員について、定期的な検温を行うなどの健康管理を徹底するとともに、濃

厚接触者や体調不良者が業務を行うことがないよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）

- 宿舎等の従業員について、勤務中のマスク着用、手洗いや咳工チケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底するよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）
- 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員又は従業員の確保ができるよう依頼すること（旅行業者へ委託している場合は、旅行業者を通して依頼すること）
- 宿泊行事の行程において、集団感染のリスクが高い条件^{※1}や場面^{※2}が重ならないよう、換気の実施や会話の抑制、人との間隔の確保等、最大限の注意と配慮を行うとともに、児童・生徒への指導を徹底すること

※ 1 集団感染のリスクが高い条件（「福生市立学校版新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン～『学校の新しい生活様式』～（令和3年4月26日）」（福生市教育委員会）より抜粋）

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多くの人が密集
- ③ 近距離での会話や発声

※ 2 集団感染のリスクが高い場面（「(2021年8月版) 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する 11 の知識」（厚生労働省）にある「感染リスクが高まる『5つの場面』」より一部抜粋）

- ① 大人数や長時間におよぶ飲食
- ② マスクなしでの会話
- ③ 狹い空間での共同生活

3 集合等

- 学年全児童・生徒の集合は、可能な限り行わないこと
- やむを得ず、多くの児童・生徒を集合させる場合は、開放した広い場所を確保し、列や前後の間隔、移動経路等について、集団感染のリスクが高い条件や場面が重ならない体制や方法を検討すること
- やむを得ず、多くの児童・生徒を集合させる場合は、点呼方法や指導内容等を精査し、短時間で実施できるよう工夫すること

4 交通機関利用上の対策

- 各交通機関の換気性能等の確認をすること
- 新幹線においては、マスクを着用し、車内での移動はできるだけ控え、座席を回転しての対面での利用を控えること
- 指定座席でない電車等は、可能な限り混雑時間帯を避け、比較的空いている車両又は列車を利用するよう指導すること

- 貸し切りバスにおいては、車内の換気機能を最大限に作動させるよう依頼すること
- サービスエリア等の休憩場所で密にならないよう、分散して停車するよう依頼すること

5 宿泊施設利用上の対策

- 7～8ページに掲載の「宿泊施設向け依頼文（例）」を参考に、校長名で依頼文を作成し、各宿泊施設に事前の依頼を行うこと

6 食事施設利用上の対策

- 「各食事施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
 - 空調装置・窓やドア開放による換気
 - 施設等の定期的な消毒
 - 手洗い・消毒設備の設置
 - 利用者への注意喚起
 - 従業員の指導・管理徹底
- 食事は、可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とするよう依頼すること
- コップや箸等は、適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼すること
- 食事施設内の設備・売店・トイレ等を利用するにあたり、事前に可能な範囲で密を避ける工夫を徹底すること
- 従業員については、定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させるよう依頼すること
- 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳工チケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼すること
- 従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保ができるよう依頼すること
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の遵守を依頼すること

7 入場観覧施設利用上の対策

- 「各入場観覧施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
 - 空調装置・窓やドア開放による換気

- 施設のうち、お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒
- 手洗い・消毒設備の設置
- 利用者への注意喚起
- 従業員の指導・管理徹底 等
- 従業員については、定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させるよう依頼すること
- 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳工チケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼すること
- 施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で密を避ける工夫を講じるように依頼すること

8 体験学習プログラム等運営上の対策

- 「各体験活動施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従った利用ができるよう、事前に依頼すること
 - 空調装置・窓やドア開放による換気
 - 施設のうち、お客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒
 - 手洗い・消毒設備の設置
 - 利用者への注意喚起
 - 従業員の指導・管理徹底 等
- 活動場所（スキー場等）にもマスクを持参し、移動時、集合時の際はマスクを着用すること

9 事前指導・参加確認同意書

- 9～10ページ「児童・生徒向け事前指導資料（例）」を参考に、事前指導を行うこと
- 宿泊行事中に講じる感染対策や実施する取組等を具体的に提示したうえで、11ページ「同意書の提出を求める保護者宛て文書（例）」を参考に、保護者からの同意書の提出を求めるこ

10 宿泊行事以外の学校行事

- 宿泊行事以外の遠足や社会科見学、芸術鑑賞教室等、宿泊を伴わない郊外での学校行事においても、可能な限り、本ガイドラインの内容と方針に従って実施すること

11 発熱等 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われるときの対応

<諸症状が出た場合>

- 体調不良の児童・生徒は、別部屋で隔離する。
- 発熱の場合は、保護者へお迎えを依頼する。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受診に迷う場合は、管轄保健所やコールセンターに相談する。
- 当該児童・生徒の健康観察を定期的に行うなど、隨時体調の確認をするよう努める。
- 居住地での受診をする場合は、保護者のお迎えを待つ間の対応を宿と調整を図る。
- 現地での受診が必要な場合で、発熱がある場合は、保健所に受診病院先を相談し、対応する。

<旅行実施中の発症者発生時の対応>

- 速やかに発症者の隔離・看護を行い、管轄保健所と医師の判断に従って発症者への対応を行う。
- 管轄保健所や医師等の意見を参考に、事後の行程に関する検討を行う。
- 当該児童・生徒の保護者に対しても、同時進行で連絡を取り、状況報告を行う。また、原則、保護者が迎えに来ることとなっているため、依頼する。
- 緊急対応時の判断については、教育委員会と協議のうえで決定する。

本ガイドラインは、あくまで現時点（令和4年9月22日現在）でのものです。
今後の感染者数の推移や政府の対応により、内容が変わる可能性があります。

宿泊施設向け依頼文（例）

令和〇年〇月〇日

〇〇 様（宿泊施設）

福生市立福生第〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

新型コロナウイルス感染症対策について（依頼）

本校の宿泊行事の実施について、御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、本校では、（宿泊行事名）を令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの日程で実施することとなりました。

つきましては、コロナウイルス感染症の感染防止策として、以下の事項に御配慮いただければ幸いです。

様々な御事情についてお察しするところではございますが、本校の児童（生徒）の安全・安心な（宿泊行事名）について、御理解、御協力を賜りますよう、お願いします。

1 御留意いただきたい基本原則

- (1) 従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等を徹底願います。
- (2) 従業員と児童（生徒）との接触ができる限り避けるため、対人距離（1～2m程度）を確保願います。
- (3) 感染防止のため、密にならないよう、児童（生徒）の定員を考慮願います。
- (4) 入口及び施設内に、可能な範囲で手指消毒設備を設置願います。
- (5) 施設及び客室等の定期的な換気や消毒をお願いします。
- (6) 従業員の毎日の体温測定、健康チェックをお願いします。

2 各エリア・場面の共通事項

- (1) フロント等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止できるものを設置いただきますようお願いします。
- (2) 食器等は、適切に洗浄及び消毒をするか、使い捨てにするなどの対応をお願いします。
- (3) 車での送迎は、密集しないように人数を制限して運行願います。
- (4) 接触が多いドアノブ等は、清拭消毒をお願いします。

3 食事関係

- (1) 人数、時間の制限、席の間隔について、御配慮願います。
- (2) 配膳等は、マスクを着用し、静かに実施願います。
- (3) 可能な限りバイキング形式や複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を御検討ください。

(4) コップや箸等は、適切に洗浄及び消毒をするか、使い捨てにするなどの対応をお願いします。

4 トイレ

- (1) 不特定多数の人が接触する場所について、清拭消毒をお願いします。
- (2) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示願います。
- (3) ハンドドライヤーや共通タオルの設置はしないようお願いします。

5 感染の疑いの際の対応

- (1) 万一、発熱や呼吸困難、倦怠感など感染が疑われる児童（生徒）がいる場合、別室等で待機し、マスク着用のうえ、外に出ないようにさせます（同じ部屋の児童（生徒）も同様）。
- (2) 事前に待機する部屋（保健室）等をお伝えください。
- (3) 学校、保護者と情報共有し、保健所の「有症状者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある児童（生徒）の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従います。
- (4) 当日のお客様名簿を確認し、保健所への提出に備えてください。

6 その他

(1) 開校式、閉校式

原則、実施をしませんが、必要な際には御連絡ください。屋外にて、短時間で実施いたします。その際には、全員がマスク着用をお願いします。

(2) 部屋割り

可能な限り、密にならないような部屋割りの検討をお願いします。

(3) 売店

館内の設備や売店等を利用するにあたり、密を避けるための対策を講じるため、その具体的方法について御相談させてください。

<担当>

福生市立福生第〇〇学校

副校長 ○○ ○○

電話 042-000-0000

児童・生徒向け事前指導資料（例）

令和〇年度（宿泊行事名）の実施に向けた新型コロナウイルス感染症対策について

1 出発にあたり注意すること

以下の項目に該当する児童（生徒）は、参加を取りやめること

- 37.5℃以上の発熱（または、平熱プラス1℃）がある者
- せき、のどの痛みなど、かぜの症状のある者
- だるさや息苦しさのある者
- 臭覚（におい）や味覚（味）に異常のある者
- 当日の体調に不安のある者
- 新型コロナウイルス感染症陽性となった者、または濃厚接触の疑いのある者
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者
- 出発前14日間の間に、海外への渡航歴がある者
- 出発前14日間の間に、5名以上の会食等に参加した者

2 出発前の準備

- 感染の予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等、互いに意識すること
- 同居の家族を含め、出発前の健康観察を行い、発熱・体調不良者の参加は取りやめること
- 出発直前に体調確認（体温、体調チェック）を行うこと
- 出発前に発熱や感染の疑いがある場合には、行事への参加を取りやめること
- 行事中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合は、すぐに先生に伝えること
- 行事中は、手を拭くタオルやハンカチ等は人に貸したり、一緒に使ったりしないこと
- 行事中は、手を拭くタオルやハンカチ等は、1日1枚とし、毎日取り換えること

＜参考＞口頭等で児童（生徒）及び保護者に周知しておくべき内容

- 新型コロナウイルス感染症による重症化リスクが考えられる場合は、主治医の見解を保護者が確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討すること
- 出発前に感染者や濃厚接触者が発生した場合は、保健所や医療機関の指示の下、参加の判断を行うこと

3 宿泊行事におけるコロナウイルス感染症対策のための持参物について

- マスク（1日1枚、手作りマスク等でも可）
- 体温計
- ハンカチ（1日1枚、手洗い後に個人で使用）
- ティッシュ
- マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等
- 利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋

4 行事実施中の発熱者等発生時の対応について

- 発熱者等が発生した場合、先生又は看護師が、速やかに隔離・看護を行う。
(体調が悪い場合、または体調が悪い人に気付いたとき、すぐに報告をすること)
- 新型コロナウィルス感染症への感染が疑われる場合は、管轄保健所や近隣医療機関へ連絡し、指示に従って対応する。
- 行事全体の行程等については、管轄保健所や医療機関を含めた関係者の意見を参考に検討する。
- 新型コロナウィルス感染症への感染者及びその他体調不良等で以後の行事に参加できない者は、原則、保護者による車でのお迎えが必要となる。

5 その他留意事項（宿泊行事別の留意事項）

（1）班別・グループ行動中の注意事項

- 班別、グループ行動中においても、可能な範囲で密を避ける行動を心掛けること
- 各所の設備を利用した後の手洗い・消毒等を徹底すること
- 班行動等で個別に施設を利用する場合は、従業員がマスクを着用しているか、換気が適切になされているか、消毒の設備があるか、利用者への注意喚起がなされているか等を確認し、不安がある場合には、利用の前に先生に連絡を取り、相談すること

（2）スキー教室中の注意事項

- バンダナやネックウォーマー等を用意すること
- レッスン中もソーシャルディスタンスを保つよう心掛けること
- リフトに乗るときは、できるだけ正面を向き、会話を最小限にすること
- 三人乗りリフトは、二人で乗るなど工夫すること
- ゴンドラへの乗車にあたり、スタッフの指示に従うこと（指示がない場合は、満員で乗らないよう、自分たちで気を付けること）
- 食事は、食堂に入る前に消毒液で消毒すること
- 食事中の会話は、最小限にすること
- スキー場へもマスクを持参し、宿からの移動や食後に集合する際は、マスクを着用すること

同意書の提出を求める保護者宛て文書（例）

令和〇年〇月〇日

第〇学年保護者各位

福生市立福生第○○学校
校長 ○○ ○○

令和〇年度（宿泊行事名）参加同意書の提出について（依頼）

平素より、本校の教育活動の御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、令和〇年度（宿泊行事名）を、「福生市立学校宿泊行事実施のためのガイドライン」（福生市教育委員会 令和3年8月20日）に基づき、以下のとおり予定しております。

つきましては、以下の内容を御確認いただき、参加同意書の御提出をお願い申し上げます。

1 目的

A decorative horizontal border consisting of two rows of small circles. The top row has 20 circles, and the bottom row has 15 circles, creating a symmetrical pattern.

2 実施日

大施日 令和〇年〇月〇日(〇)～令和〇年〇月〇日(〇) 〇泊〇日

3 行先

有关
○○方面

4 費用

貢用
○円（見込み）

5 参加に際しての留意事項

実施に際しまして、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各関係機関等へも対策を依頼し、安全に実施できるよう計画しておりますが、各御家庭でも、以下の点に御留意のうえ、参加同意書の御提出をお願い申し上げます。

- 宿泊行事前後の本人や同居家族への健康観察に御協力をお願ひいたします。

□ 学校でも指導しますが、各家庭においても、感染の予防への御協力をお願ひいたします。(旅行中の手洗い、咳エチケット、マスクの着用、持ち物の準備等)

□ 出発前に発熱・感染疑いの症状がある場合は、参加を取りやめていただきます。

□ 万が一、宿泊行事中に新型コロナウィルスに感染した場合は、現地の保健所、医療機関の指示に従い対応しますので、御理解、御協力をお願ひいたします。

□ キャンセル料(個人負担)について

○月○日(○)の場合・・・ 円

○月○日(○)の場合・・・ 円 が発生します。御了承ください。

切り取り

令和〇年〇月〇日

福生市立福生第〇〇学校

令和〇年度（宿泊行事名）参加同意書

上記内容を確認し、令和〇年度（宿泊行事名）への参加に同意します。

○年○組○番 児童（生徒）氏名：○○ ○○
保護者氏名：○○ ○○

資料 2

令和 3 年 8 月 25 日
教育部教育指導課

緊急事態宣言下等における学校運営について

現在、新型コロナウイルス感染症が拡大していますが、児童・生徒の学習保障と心身の健康等の維持に配慮し、国や都の方針も踏まえ、令和 3 年 8 月 27 日(金)から、福生市の小・中学校は 2 学期を迎えます。

しかしながら、今後、コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、以下の表のとおり、対応を想定し、学校教育活動を行います。

その際、福生市では、全児童・生徒が一人 1 台端末 i Pad (LTE 端末) をもち、家庭にいながら学習をする環境が整備されていますので、児童・生徒の学びを止めることはありません。

	感染者及び濃厚接触者	授業・給食等
フェーズ 1	学級に数名いる。	<input type="checkbox"/> 通常授業の実施 <input type="checkbox"/> 通常の給食体制 <input type="checkbox"/> 感染者及び濃厚接触者等、学校に来られない児童・生徒に対して、オンラインによる授業配信を行う。
フェーズ 2	学級に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 当該学級は、登校を控える。 <input type="checkbox"/> 学級単位でオンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 当該学級の給食は、原則、停止する。
フェーズ 3	学年に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 当該学年は、登校を控える。 <input type="checkbox"/> 他の学年は、分散登校等を行う。 <input type="checkbox"/> 当該学年は、オンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 当該学年の給食は、原則、停止する。
フェーズ 4	学校全体に広がりつつある。	<input type="checkbox"/> 全校児童・生徒の登校を控える。 <input type="checkbox"/> 全学年オンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 給食は、原則、停止する。
フェーズ 5	学校全体に広がり、教職員も出勤ができない状況である。	<input type="checkbox"/> 全校児童・生徒の登校を控える。 <input type="checkbox"/> 教職員の出勤を極力控える。 <input type="checkbox"/> 全学年オンラインによる授業を実施する。 <input type="checkbox"/> 給食は、停止する。

本ガイドラインの改訂には次の者が作成に当たった。

福生市教育委員会教育部参事兼教育指導課長事務取扱	勝山 朗
〔 I 学校運営編 〕	
教育部主幹	吉本 一也
指導主事	古川 裕平
指導主事	竹内 秀礼
指導主事	田畠 圭洋
〔 II 感染者対応編 〕	
教育支援課長	大楠 功晃
学務・給食係長	島田 基美香



**福生市立学校版
新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン
～「学校の新しい生活様式」～**

(令和4年9月22日改訂)

作成：福生市教育委員会教育部教育指導課
〒197-8501 東京都福生市本町5番地
Tel 042-551-1538